

# 【令和6年8月改訂 いきいきの郷短期入所生活介護 利用料金表】

適用:令和6年8月1日～

## ■介護保険適用サービス(1割負担の場合)

利用内容	単価/日						
	要介護1	要介護2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①併設短期入所生活介護費Ⅱ	451円	561円	603円	672円	745円	815円	884円
②短期生活機能訓練体制加算	12円						
③サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円						
④夜勤職員配置加算Ⅰ					13円		
⑤看護体制加算Ⅰ					4円		
⑥看護体制加算Ⅱ					8円		
1日当たり(①～⑥の合計)	485円	595円	662円	731円	804円	874円	943円
⑦送迎加算(片道)	184円 /回						
⑧個別機能訓練加算	56円 /回						
⑨療養食加算	8円 /日						
⑩緊急短期入所受入加算	90円 /日(7日限度)						
⑪認知症ケア加算Ⅱ	4円 /日						
⑫認知症・心理症状緊急対応加算	200円 /日(7日限度)						
⑬生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円 /月						

(備考)

- ⑦施設車両による送迎を行なった場合は、送迎加算として片道につき184円(往復の場合は368円)が加算されます。
- ⑧専門職による個別機能訓練を行なった場合は、個別機能訓練加算として1日につき56円が加算されます。
- ⑨糖尿病食や腎臓病食の療養食を提供した場合は、療養食加算として1日につき8円が加算されます。
- ⑩本人または家族の事情により、居宅介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護におけるサービス提供が要と認め、利用を開始した場合は、開始から起算して7日を限度に(最長14日)1日につき90円が加算されます。
- ⑪認知症介護指導者等の体制があり、認知症自立度Ⅲa以上の利用者に専門的な認知症ケアを行った場合1日につき4円が加算されます。
- ⑫認知症行動・心理症状(妄想・幻覚・興奮・暴言等)があり、緊急に短期入所生活介護が必要との医師が判断し、かつ本人または家族が同意し利用を開始した場合は、開始から起算して7日を限度に1日につき200円が加算されます。
- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)として1ヶ月の合計単位数に14.0%を1ヶ月の合計単位数に乗じた単位数が加算されます。
- ・サービス限度額を超えて利用された場合、限度額超過分は実費負担となります。

## ■介護保険適用外サービス

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
⑩食費(単価/日)	300円	600円	1,000円	1,300円	1,445円 朝食 401円 昼食 622円 夕食 422円
⑪滞在費(単価/日)	0円	430円	430円	430円	915円

(備考)

- ⑩食事として濃厚流動食を持参されており、施設から食事を提供されていない場合は食費は発生しません。
- ・負担限度額認定証をお持ちの方は、認定証に記載されているとおりの費用負担となります。食事の提供時間により負担限度額を超えない場合は、1食毎の食費負担となり、それ以上の費用負担は発生しません。